

第1回 心身障害者扶養保険事業に関する検討会 資料

平成29年5月9日(火)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

目次

【概要】

1. 心身障害者扶養保険事業の概要
2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み
3. 公費負担(特別調整費)について
4. これまでの制度改正の概要

【現状と見直し】

5. 加入者等の状況
6. 平均的な加入者・受給者像
7. 心身障害者扶養保険における運用について
8. 財務状況について
9. 広報の取組みについて
10. 論点について

1. 心身障害者扶養保険事業の概要

1. 制度の概要

- (1) 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者の死後に遺された障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の中期目標に基づき、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしている。

独立行政法人福祉医療機構中期目標(抜粋)

7 心身障害者扶養保険事業

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

2. 制度の内容

(1) 加入者: 次のいずれの要件も満たしている保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその他の扶養親族等)

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ② 次のいずれかに該当する心身障害者を扶養していること
 - ア 知的障害者
 - イ 1級から3級までの身体障害者
 - ウ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が上記ア又はイと同程度の者
- ③ 特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること

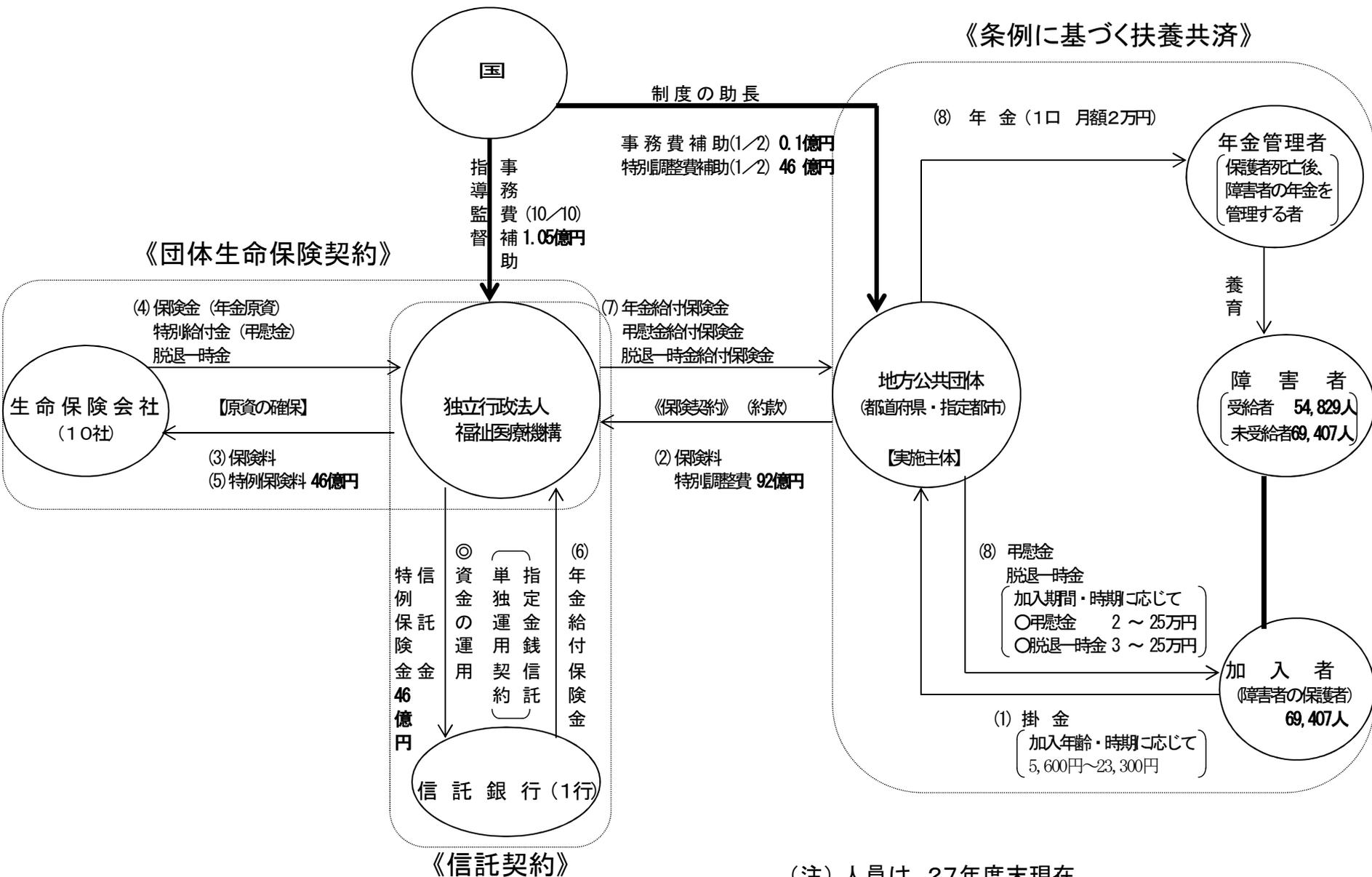
(2) 年金等の支給

- ① 加入者が死亡若しくは重度障害となったときは、その月から障害者に対し、次の年金を支給
 - * 1口加入者 月額 20,000円
 - * 2口加入者 月額 40,000円
- ② 障害者が死亡又は加入者が脱退した場合は、加入期間に応じ、弔慰金、脱退一時金を支給

(3) 保険料(掛金)の月額

加入時における年齢区分 (加入時年齢で固定)	掛 金 月 額	
	平成20年3月31日以前加入者	平成20年4月1日以降加入者
35歳未満	円 5,600	円 9,300
35歳以上40歳未満	6,900	11,400
40歳以上45歳未満	8,700	14,300
45歳以上50歳未満	10,600	17,300
50歳以上55歳未満	11,600	18,800
55歳以上60歳未満	12,800	20,700
60歳以上65歳未満	14,500	23,300

2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み



(注) 人員は、27年度末現在

3. 公費負担(特別調整費)について

(単位:億円)

1. 平成8年において、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で46億円ずつ負担する等の措置を講じた。(平成27年度まで)

2. 近年の運用利回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用が不足したため、保険料を引き上げるとともに、公費投入(国及び地方で46億円ずつ)の期間を延長する等の措置を平成20年度から講じた。(平成62年度まで延長)

※ 特別調整費の考え方

- ・ 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ)
- ・ 道府県・指定都市負担分の46億円は、地方交付税において財源措置。

平成	公費計			
		保険収支 (生命保険会社)	年金収支 (福祉医療機構)	
20 (2008)	92	46	46	
21 (2009)	92	46	46	
22 (2010)	92	46	46	
23 (2011)	92	46	46	
24 (2012)	92	46	46	
25 (2013)	92	46	46	
26 (2014)	92	46	46	
27 (2015)	92	46	46	
28 (2016)	92	46	46	
29 (2017)	92	46	46	
30 (2018)	92	46	46	
31 (2019)	92	46	46	
32 (2020)	92	46	46	
33 (2021)	92	46	46	
34 (2022)	92	46	46	
35 (2023)	92	46	46	
36 (2024)	92	46	46	
37 (2025)	92	46	46	
38 (2026)	92	46	46	
39 (2027)	92	46	46	
40 (2028)	92	46	46	
41 (2029)	92	46	46	
42 (2030)	92	24	68	
43 (2031)	92	-	92	
44 (2032)	92	-	92	
45 (2033)	92	-	92	
46 (2034)	92	-	92	
47 (2035)	92	-	92	
48 (2036)	92	-	92	
49 (2037)	92	-	92	
50 (2038)	92	-	92	
51 (2039)	92	-	92	
52 (2040)	92	-	92	
53 (2041)	92	-	92	
54 (2042)	92	-	92	
55 (2043)	92	-	92	
56 (2044)	92	-	92	
57 (2045)	92	-	92	
58 (2046)	92	-	92	
59 (2047)	92	-	92	
60 (2048)	92	-	92	
61 (2049)	92	-	92	
62 (2050)	10	-	10	

4. これまでの制度改革の概要

1. 第1次改正(昭和54年10月)

- ◆ 制度発足後10年が経ち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

(1)年金の増額	2口加入制度の創設
(2)加入年齢の緩和	原則45歳未満まで → 65歳未満まで
(3)保険料(掛金)の改正	加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

2. 第2次改正(昭和61年4月)

- ◆ 制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。

- (1)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定
 - 保険料のアップ及び区分変更(3区分 ⇒ 4区分)
- (2)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正
 - 65歳以上かつ20年以上継続加入 ⇒ 65歳以上かつ25年以上継続加入
- (3)加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)
- (4)弔慰金の増額

3. 第3次改正(平成8年1月)

- ◆ 従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料を引き上げるとともに、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講じた。

- (1)保険料の改定
 - 年金給付を賄うのに必要な保険料に改定(引上げ幅:2.0~2.5倍)
- (2)脱退一時金の創設
 - 一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給
加入期間:5年以上10年未満 ⇒ 3万円、 10年以上20年未満 ⇒ 5万円
20年以上 ⇒ 10万円

(3) 財政支援の実施(特別調整費)

- 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)
- 年間所要額:国46億円、道府県・指定都市46億円(道府県・指定都市負担分は、地方交付税措置)

4. 第4次改正(平成20年4月)

◆ 近年の運用回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増額等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、公費投入期間を平成62年度まで延長する等の措置を講じた。

(1) 保険料の見直し

- 任意加入制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定

(2) 公費による財政支援の延長

- 現行の公費投入規模(国と地方で46億円ずつ)を維持し、公費投入の期間を平成62年度まで延長

(3) 定期的な見直し等

- 毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施

(4) 給付(年金)

- 月額2万円という年金額は据え置き(弔慰金及び脱退一時金は引き上げ)

<参考> 保険料の水準

加入時年齢	新規加入者(改正後)		既加入者(改正後)		旧保険料月額
	保険料月額	旧保険料に対する比率	保険料月額	旧保険料に対する比率	
35歳未満	9,300円	2.7倍	5,600円	1.6倍	3,500円
35歳以上～40歳未満	11,400円	2.5倍	6,900円	1.5倍	4,500円
40歳以上～45歳未満	14,300円	2.4倍	8,700円	1.5倍	6,000円
45歳以上～50歳未満	17,300円	2.3倍	10,600円	1.4倍	7,400円
50歳以上～55歳未満	18,800円	2.1倍	11,600円	1.3倍	8,900円
55歳以上～60歳未満	20,700円	1.9倍	12,800円	1.2倍	10,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	1.8倍	14,500円	1.1倍	13,300円

前回(平成24年度)の検討の概要

- ◆ 平成24年6月に、有識者による意見交換会を開催し、下記の理由により、平成25年度からの保険料水準等の見直しについては、特段の措置を講じないこととし、今後の見直し時期については、社会・経済情勢を注視しつつ、関係者等の意見を伺いながら検討していくこととした。

(理由)

- 想定した運用利回りと現況では乖離が生じているところではあるが、心身障害者扶養保険事業の資産運用は、長期的な観点に立って検討を行う必要があること。
- 平成20年4月に保険料の引き上げが実施されたばかりであり、さらに障害者家庭に負担を求めることは困難であること。
- 年金額についても、月額2万円の年金額で契約していることから、年金額を引き下げるとは加入者及び受給者の理解を得ることに相当の困難が予想されること。
- 公費による財政支援を平成62年度まで延長したところであり、更なる公費の期間の延長及び増額は困難であること。

5. 加入者等の状況(平成27年度末)

加入者(保護者)数 47,193人 (69,407口) 平均年齢 72.7歳

※新規加入者は例年400人程度である。

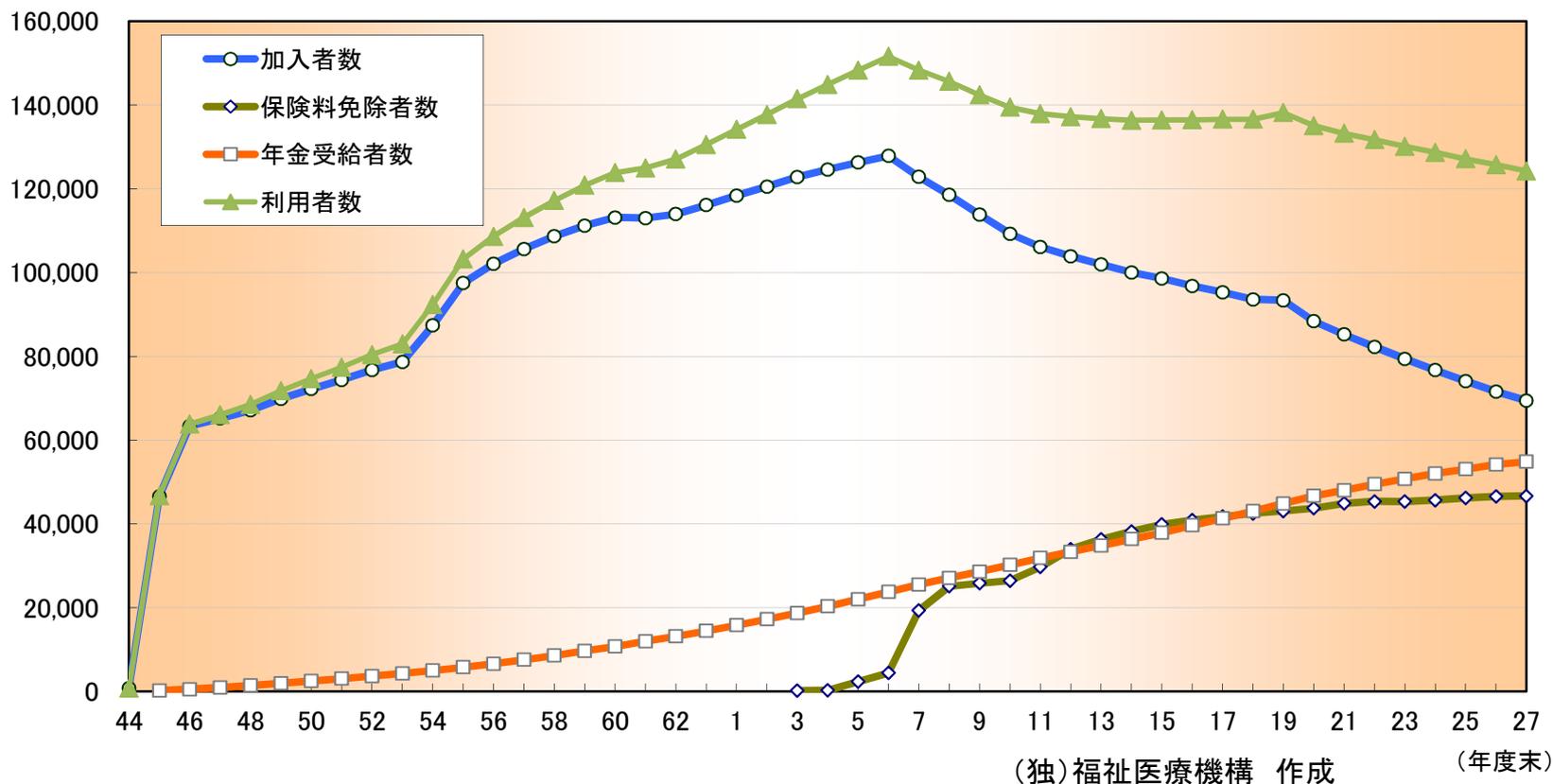
年金受給者(障害者)数 46,052人 (54,829口) 平均年齢 59.4歳

※障害者1人につき2口まで加入できる。

保険料免除者数 46,621人

※65歳に達し、20年(一部25年)継続加入した場合に、加入者の保険料の納付を免除している。

(人) 加入者数と年金受給者数(口数による延べ人数)の推移



(独)福祉医療機構 作成

(年度末)

6. 平均的な加入者・受給者像

(1) 加入者(保護者)

	平成19年度	平成27年度	(うち平成19年度 以前加入者)
加入者数	93,346人	69,407人	66,277人
加入者平均年齢	67.3歳	72.7歳	73.5歳
平均加入期間	30年2か月	35年7か月	35年8か月
新規加入者の平均年齢	48.8歳	49.9歳	—

(2) 受給者(障害者)

	平成19年度	平成27年度	(うち平成19年度 以前加入者)
年金受給者数	44,856人	54,829人	54,805人
年金受給者平均年齢	54.3歳	59.4歳	59.5歳
平均受給期間	14年1か月	17年11か月	17年11か月
受給開始時の平均年齢	47.9歳	52.2歳	52.3歳

(※) 加入者数及び年金受給者数は口数による延べ人数

7. 心身障害者扶養保険における運用について

(1) 保険収支

○ 資産残高

872億円(平成27年度末)

○ 運用の方法

各生命保険会社(10社)の一般勘定において、他の商品と併せて運用されている。

○ 運用利回り実績

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	8年間 (年率)
1.65%	1.70%	1.70%	1.68%	1.65%	1.66%	1.67%	1.68%	1.67%

(2) 年金収支

○ 資産残高(時価総額)

743億円(平成27年度末)

○ 運用の方法

外部有識者からなる資産運用委員会の議を経た基本ポートフォリオに基づき運用。
(参考)基本ポートフォリオ(平成27年4月1日)

区分	構成割合	乖離許容幅
国内債券	74.50%	±8%
国内株式	8.50%	±5%
外国債券	8.50%	±5%
外国株式	8.50%	±5%
合計	100.00%	—

○ 運用利回り実績 ※厚生労働大臣が指示する運用利回り 2.8%

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	8年間 (年率)
-5.89%	5.70%	0.35%	2.52%	7.85%	6.00%	8.39%	1.26%	3.17%

* 運用利回りは、信託報酬控除前の修正総合利回りである。

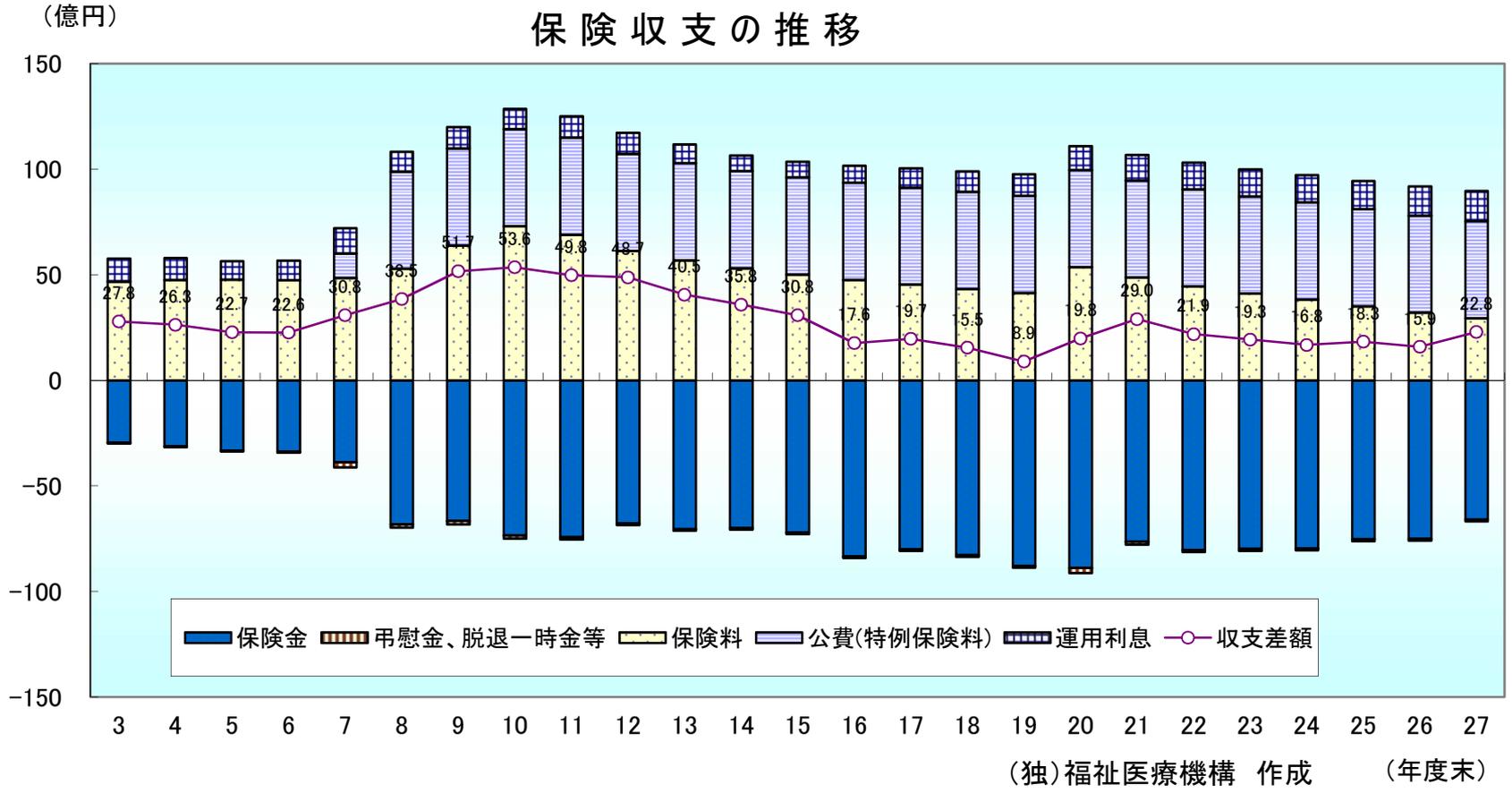
* 8年間(平成20年度の制度改正以降)の平均運用利回りは各年度の幾何平均。

8. 財務状況について

(1) 保険収支

都道府県・指定都市から納付された保険料は、生命保険会社に納められる。一方、生命保険会社は、保険の給付事由が生じたときには生命保険金、弔慰金等を機構に支出する。この収支を保険収支という。

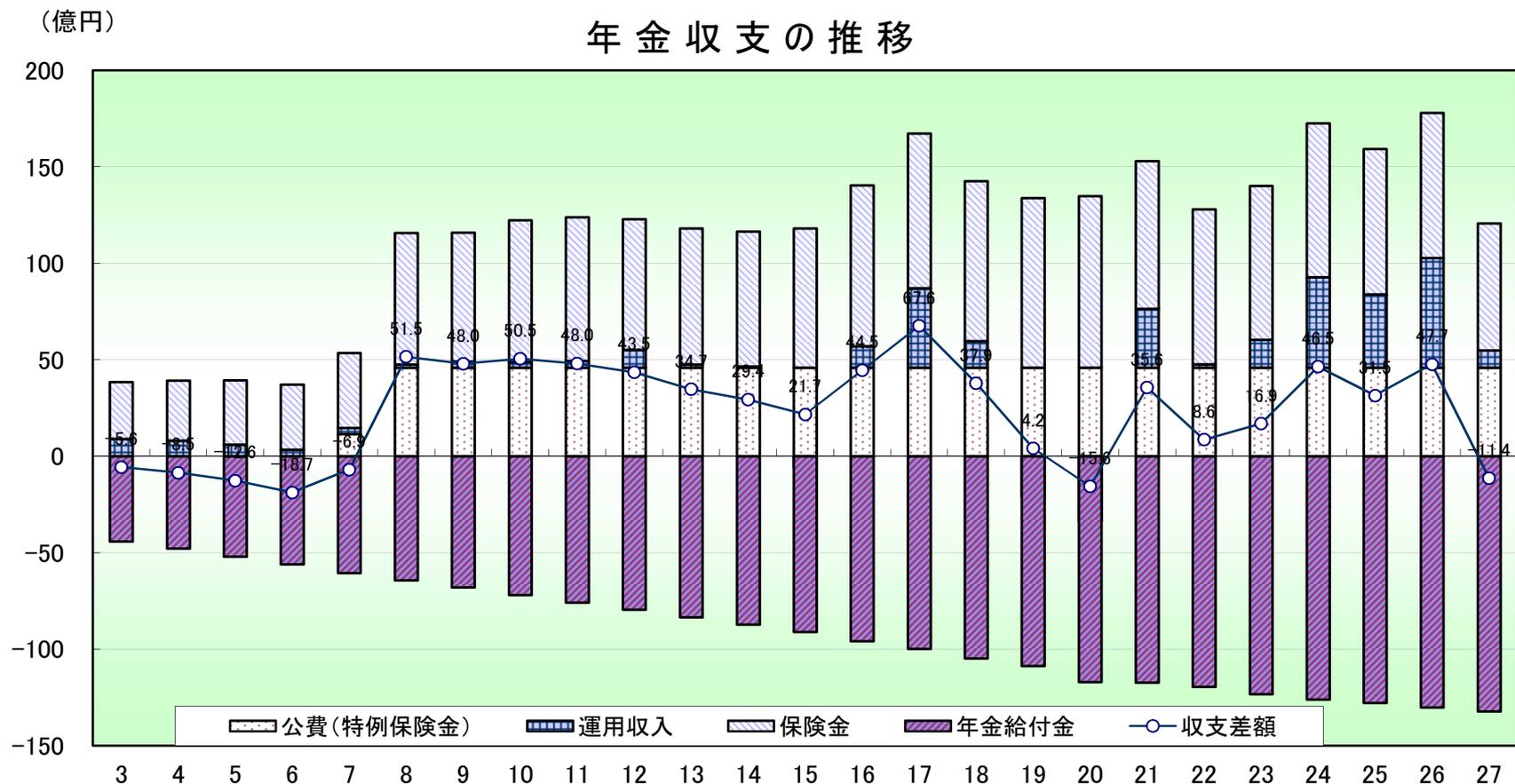
加入者数が減少している中、保険料免除者数が増加しているため、保険料収入は減少しているが、保険収支は、平成8年度以降、保険料の改定及び公費の導入を実施したことから、改善されてきている。



(2) 年金収支

生命保険会社からの保険金とその積立額及び運用収入により、年金給付のための資金を都道府県・指定都市に支出する。この収支を年金収支という。

年金収支は、平成8年度以降、保険料の改定及び公費の導入を実施したことから、改善されてきているが、昨今の厳しい運用環境の影響を受け、27年度末は、運用収入が減額したことにより、収入額が大幅に減額している。



【保険収支】

(単位:千円, %)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 収 入	9,997,956	9,725,765	9,445,293	9,183,624	8,965,263
1 保 険 料 収 入	4,108,027	3,834,338	3,506,021	3,205,355	2,944,629
2 特例保険料収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息収入 (運用利回り)	1,289,928 (1.68)	1,291,427 (1.65)	1,339,272 (1.66)	1,378,269 (1.67)	1,420,633 (1.68)
II 支 出	8,084,200	8,018,870	7,608,025	7,615,505	6,660,590
1 保 険 金 支 出	7,984,000	7,967,600	7,528,600	7,518,100	6,593,700
2 弔 慰 金 支 出	59,985	57,330	63,150	60,100	64,050
3 脱退一時金支出	26,845	25,815	22,080	19,625	23,315
4 そ の 他	13,370	-31,875	-5,805	17,680	-20,475
III 収支差(I - II)	1,913,756	1,706,895	1,837,268	1,568,119	2,304,673
保 険 資 産	79,814,037	81,520,932	83,358,200	84,926,319	87,230,992

【年金収支】

(単位:千円, %)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 収 入	14,020,309	17,250,020	15,926,768	17,787,553	12,074,269
1 保 険 金 収 入	7,984,000	7,967,600	7,528,600	7,518,100	6,593,700
2 特例保険金収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用収入等 (運用利回り)	1,436,309 時価(2.46)	4,682,420 時価(7.81)	3,798,168 時価(5.96)	5,669,453 時価(8.35)	880,569 時価(1.22)
II 支 出	12,327,460	12,602,800	12,781,440	13,017,980	13,214,820
III 収支差(I - II)	1,692,849	4,647,220	3,145,328	4,769,573	-1,140,551
年 金 資 産	62,852,104	67,499,324	70,644,652	75,414,225	74,273,674

* 運用利回りは、信託報酬控除後の利回りである。

* 四捨五入のため差引が合わないことがある。

(3) 年金の現価相当額等の状況

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①年金の現価相当額	188,335	190,961	194,064	196,194	198,338	199,552	200,722	200,253
②公費負担現価	120,359	121,026	121,806	120,093	120,898	121,618	122,338	123,121
③責任準備金(①-②)	67,976	69,935	72,258	76,101	77,440	77,934	78,383	77,131
④年金資産額	56,739	60,300	61,159	62,852	67,499	70,645	75,414	74,274
⑤繰越欠損金(③-④)	11,236	9,635	11,099	13,249	9,941	7,289	2,969	2,858
(参考)								
運用利回り実績(%)	▲5.89	5.70	0.35	2.52	7.85	6.00	8.39	1.26
大臣が指示する運用利回り(%)	2.8							

27年度末 年金の現価相当額等の状況

年金の現価相当額 (年金受給者に対して 将来支給する年金の 現価相当額)	責任準備金 771億円	繰越欠損金 ※ 29億円
	公費負担現価(平成 62年度までの公費) 1,231億円	年金資産 743億円

2,003億円

公費負担現価(平成
62年度までの公費)

1,231億円

※心身障害者扶養保険責任準備金の額から、年度末における年金資産額を控除した額を繰越欠損金として計上している。

9. 広報の取組みについて

平成28年度において、次の取組みを実施。

(1) 障害者扶養共済制度パンフレットの配布

独立行政法人福祉医療機構において、心身障害者扶養共済制度のパンフレット、加入者・年金管理者用及び受給者用の2種のリーフレットを作成し、各自治体に必要部数を配布。28年度については、各特別支援学校への配布分も準備。

(2) 特別支援学校等における心身障害者扶養共済制度ポスターの掲示依頼

各都道府県・指定都市、文部科学省初等中教育局特別支援教育課と連携し、特別支援学校、相談支援事業所、児童発達支援及び放課後デイサービス事業の実施事業所等、障害児・障害者及びその保護者が利用される施設等に厚生労働省ホームページ及び独立行政法人福祉医療機構ホームページに掲載している心身障害者扶養共済制度ポスターの電子媒体について、各特別支援学校等において、電子媒体をダウンロードした上で、掲示板等へ掲載するように依頼。

(3) 民生委員・児童委員必携での制度紹介

民生委員・児童委員活動に関連する制度等の概要について解説する「民生委員・児童委員必携」において、本事業についての概要を盛り込んだところ。

10. 論点について

- 前回の改正(平成20年4月～)からの社会状況等の変化を踏まえ、本制度が安定的に持続可能であるか
 - 加入者数(保護者)の減
 - 年金受給者(障害者)数の増
 - 死亡率の変化
 - 運用利回りの推移
 - 公費投入額及び期間について
- 今後の運営のあり方について
 - 広報のあり方について